平成２１年（フ）第２２２２号
愛知県半田市宮路町151番地の24　住吉駅前ビル３ＦＢ号
債務者　山本　育夫
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２２４７号
名古屋市港区惟信町４丁目35番地の１
債務者　工藤　明美
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１８０号
北海道小樽市住ノ江２丁目１番22号　サンハイツ203号、前住所北海道小樽市松ケ枝１丁目37番19号
債務者　綱本　善夫
1　決定年月日時　平成21年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２１年（フ）第１８１号
北海道小樽市住ノ江２丁目１番22号　サンハイツ203号、前住所北海道小樽市松ケ枝１丁目37番19号
債務者　綱本　律子
1　決定年月日時　平成21年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２１年（フ）第２３５号
北海道苫小牧市宮前町１丁目６番20号
債務者　山田美代子
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２１年（フ）第２３６号
北海道苫小牧市宮前町１丁目６番20号
債務者　山田　琢麻
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２１年（フ）第２３９号
北海道苫小牧市日吉町４丁目９番19号カーサクラージュ203号
債務者　渡辺　希良
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２１年（フ）第１２２２号
宮城県塩竈市清水沢３丁目１番25号
債務者　庄司さおり（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１２４７号
仙台市宮城野区鶴ケ谷２丁目５番地　都市機構鶴ケ谷団地16号棟205
債務者　庄司ゆかり（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１２４８号
仙台市宮城野区平成２丁目８番36号　加藤アパート202
債務者　高橋るみ子
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１２８２号
仙台市青葉区川平１丁目16番３号　パナハイツ川平102
債務者　福田　和夫
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１１２号
宮城県柴田郡村田町大字足立字類孝12番地
債務者　平間　弘恵
1　決定年月日時　平成21年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２１年（フ）第１８９号
宮城県大崎市鹿島台平渡字鷹待嶽29番地46
債務者　伊藤みさ江
1　決定年月日時　平成21年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２１年（フ）第３９号
宮城県気仙沼市長磯船原66番地
債務者　後藤　一昭
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２１年（フ）第４１号
宮城県気仙沼市岩月宝ヶ沢317番地２
債務者　藤田　富夫
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２１年（フ）第５２号
宮城県本吉郡南三陸町志津川字廻館15番地162
債務者　西條美和子
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２１年（フ）第５４号
宮城県気仙沼市長磯船原66番地
債務者　後藤恵理子
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
仙台地方裁判所気仙沼支部